

第486回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和4年5月12日(木曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年5月19日(木曜日)
午前10時30分
- (2) 場所: 県行政庁舎11階 第二会議室
仙台地方振興事務所水産漁港部 1階会議室
水産技術総合センター 視聴覚室
気仙沼合同庁舎 応接室

議題

審議事項

かたくちいわし(しらす)1そうびき機船船びき網漁業の制限措置(案)等について

協議事項

知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて

報告事項

- (1) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
- (2) 令和5年度漁業権一斉切替にむけて
- (3) 沿岸春漁の操業状況について

その他

出席委員

会 長	關 哲 夫 (県庁)	委 員	鈴木章登 (気仙沼会場)
会長代理	岩 沼 徳 衛 (県庁)	”	伊 藤 新 造 (塩釜会場)
”	鈴木政志 (塩釜会場)	”	千葉富夫 (石巻会場)
委 員	高 橋 平 勝 (県庁)	”	平 井 光 行 (県庁)

委員 菊田 守 (気仙沼会場) 委員 尾定 誠 (県庁)
" 高橋 一郎 (気仙沼会場) " 石森 裕治 (石巻会場)
" 大江 清明 (石巻会場) " 木村 千之 (石巻会場)

欠席委員

委員 館田 あゆみ (県庁)

執行部 (事務局) 出席者

別紙のとおり

○事務局 高橋総括次長

定刻となりましたが、開会に先立ちまして、前回出席できなかった県庁会場における異動職員を御紹介させていただきます。

水産林政部 堀米副部長です。

○水産林政部 堀米副部長

堀米でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 高橋総括次長

以上で紹介を終わります。

ただ今から、第486回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からWEB会議での開催となっております。

委員御発言の際には、スピーカーの操作等を行いますので、各会場で御対応よろしく願いいたします。

本日の委員の出席状況は、県庁5名、気仙沼会場3名、石巻会場3名、塩釜会場3名、計14名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長にお願いいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長に御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○事務局 高橋総括次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振っております。資料1といたしまして、審議事項「かたくちいわし（しらす）1 そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」、資料2といたしまして、協議事項「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて」、資料3といたしまして、報告事項（1）「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、資料4といたしまして、報告事項（2）「令和5年度漁業権一斉切替にむけて」、資料5といたしまして、報告事項（3）「沿岸春漁の操業状況について」、以上5種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局もしくはお近くの県当局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

5番の菊田委員、13番の尾定委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしく申し上げます。

それではお手元の会議次第により議事を進めてまいりますのでよろしく申し上げます。

【審議事項】

○關会長

審議事項「かたくちいわし（しらす）1 そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。

県から御説明申し上げます。阿部課長申し上げます。

○水産業振興課 阿部課長

資料1をお願いいたします。審議事項、かたくちいわし（しらす）1 そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について御説明いたします。これは令和2年12月1日に施行されました改正漁業法によりまして、知事許可漁業におきましては、大臣漁業許可の規定に準じて、新たに許可手続き等が規定され、許可内容として制限措置を定め、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で公示し、許可を行うものとなっております。

本日は、漁業法第58条において準用いたします、同法第42条、第3項及び第5項の規定に基づき、7月1日から漁業時期を迎えます、かたくちいわし（しらす）1 そうびき機船船びき網漁業の許可に係る制限措置（案）等について、審議をいただくものでございます。

なお、本漁業につきましては、昨年5月の委員会におきましても制限措置の御審議をいただいておりますが、許可の有効期間が1年間となっておりますので、改めまして、令和4年分の許可について御審議いただきます。詳細につきましては担当から御説明させていただきます。

○關会長

それでは、阿部技術主任主査ですね、よろしくお願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

私の方から資料1を用いて説明させていただきます。資料1枚おめくりください。1ページといたしまして、こちらが漁業法に基づく海区委員会宛ての諮問文書の写しとなっております。続いて、2ページ御覧ください。こちらがその具体的な制限措置の内容となっております。こちらについては後程説明させていただきます。続いて、3ページを御覧ください。まず、かたくちいわし(しらす)1そうびき機船船びき網漁業の概要といたしましては、東日本大震災後、宮城県漁協仙台支所、また、仙南支所に所属する閑上、亘理、山元の仙南4地区の貝桁漁業の実情を考慮しまして、漁業経営の安定を図るため、平成28年6月にかたくちいわし(しらす)の採捕を目的とする漁業許可として導入されたものです。

2番の漁業調整の経緯でございますが、仙南地区の主力漁業である貝桁漁業におきまして、貝毒の発生により、長期にわたり出荷自主規制措置が講じられたほか、山元地区におきまして、震災により、漁場にコンクリートブロックが散在、残存したため、震災以前のような操業が確保できず、厳しい経営状況にあったという背景がございます。平成23年10月に宮城県漁協から、仙南地区漁業者の経営安定のため、当初は、こうなご2そうびき機船船びき網漁業の許可要望を出されたことから、県と関係漁業団体と調整を行いました。その結果、漁獲対象をこうなご以外とすること。また、こうなご操業期間を除くこととの意向が示されたことから、仙南地区の関係者と協議しまして、対象業種をかたくちいわし(しらす)に、また、操業時期を7月から11月と設定することとなりまして、海区漁業調整委員会の協議を経まして、平成28年6月から新たに知事許可漁業として導入されたものです。

3番に水揚の状況を記載しておりますが、左側のグラフが漁期別の実績となっております。棒グラフが漁獲量、折れ線が漁獲金額となっておりますが、平成29年から操業が始まりましたが、直近の令和3年度は76トンの水揚がございました。また、参考まで右側には、月別の水揚量を掲載しております。また下の表ですが、許可隻数につきましては、昨年は9隻となっております。今年度も同様の隻数を予定しているという風に伺っております。

続きまして、4ページを御覧ください。資源の状況といたしまして、こちら国の方で公表している資源評価の報告書から引用し掲載しております。まず、生態と分布ですが、御承知のとおり、かたくちいわしは広域に分布しております。本県の沖合については、太平洋系群の分布域に該当しております。また生態としましては、寿命は4年とされ、1年で100%成熟を開始し、産卵は4月から8月を盛期にほぼ周年沿岸から沖合までの、広い海域で行われるとされております。また、(2)の漁業実態と資源の動向についてですが、仔魚期にしらすとして、福島から鹿児島で漁獲されるようになっておりますが、近年、本県沖でも漁獲されている状況でございます。また、資源の状況といたしましては、中段にあります3つのグラフのうち、一番左側の折れ線グラフが、かたくちいわしの資源量となっております。2002年をピークに減少傾向で、令和2年度の資源評価においては、資

源水準は低位、資源動向は減少と判断されております。また、真ん中のグラフが漁獲量となっておりますが、こちらも資源量と同様に、近年減少傾向にあります。

一方、一番右のグラフですが、主漁期に漁獲するかたくちいわし（しらす）太平洋系群の漁獲量としましては、概ね2万2,000トン前後で安定しているとされております。しらす漁場は資源の分布域全体からすれば、ごく一部の海域であることから国の方でも、現状ではしらす漁業が太平洋系群の資源に与える影響は小さいと考えられるが、近年、沖合域での本系群の分布量の減少が見られており、今後もしらすの動向を注視する必要があるとされております。本県につきましても、令和3年度の漁獲量が76トンとなっております。しらす漁獲量全体からしますと、ごく一部ではありますが、引き続き1年許可として、毎年漁獲状況ですとか、資源評価の状況等について確認する必要があると考えております。

続いて5ページを御覧ください。（3）漁業者による自主規制についてですが、仙南4地区におきまして、漁業者の方々が、操業管理規程を毎年作成されておまして、隻数上限、操業時間、1日1隻あたりの漁獲上限量、こういったものをきめ細かなルールとして定めて操業しております。続きまして、5の許可の概要ですが、表のうち、まず、操業区域といたしまして、第二種共同漁業権、260号及び261号のうち、アからオを結んだ線と、海岸線によって囲まれた区域を設定しております。こちらにつきましては、ページの下の方に区域図がございまして、太線で囲まれた海域が該当する操業区域となっております。また、漁業時期につきましては、7月1日から11月30日までとしておまして、船舶の総トン数については5トン未満、また、許可又は起業の認可すべき船舶等の数については、22隻としております。この隻数につきましては、本許可制の導入時に仙南4地区の意向調査をもとに、最大でもこの範囲になりますという隻数として設定しております。

最後に、漁業を営む者の資格ですが、（1）から（3）の要件のすべてを満たすものとなっております。まず（1）ですが、操業区域に係る第二種共同漁業権の組合員行使権を有する者、または、漁協の書面による同意を得た者、（2）としまして、平成18年から平成22年に貝桁漁業の許可を受け、当該漁業を営んでいた者、さらに（3）としまして、当該漁業権の免許を受けた漁協と共同して、当該漁業を営もうとする者と、3つの要件を満たす者という形で設定をしております。また、許可の有効期間につきましては、6ページに記載してありますとおり1年としております。

それでは、2ページの方にお戻り願います。こちらが本日御審議いただく内容となっております。1つ目の表が制限措置の内容となっております。各項目の内容については先ほど御説明したものと同一記載となっております。また、ページの下にあります、申請すべき期間については、5月25日から6月24日までとしております。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○關会長

はい、ありがとうございました。県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。

なお、発言に対しましては、挙手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べて御

発言願います。はい、平井委員お願いします。

○平井委員

11番平井です。かたくちいわしは今TAC対象魚種になるべく、いろんなステークホルダー会議等で検討されてるところで、まだまだ問題があって環境変動だとか、親子関係が不明確だとか、まさばに食べられてる量が十分評価されてないんじゃないかとか、いろんな論議が、あとしらすが入っていないとかですね、いろいろ問題点はあると思うんですけども、そういう進んでいくのは仕方がないとしてですね、やっぱり当面しらす漁業というのは、資源評価になかなかその情報が入っていかないと思いますので、自主管理っていうのがやっぱり大事だと思います。ここにも自主管理について、きめ細かなルールを定めて、自主管理でやってるという風を書いてありますけども、もう少し詳しく自主管理はどのような形でやってるのか。それから、近年の漁獲量の状況を見ると、毎年、増えたり減ったりジグザグなっているけども、そういうのが自主管理としてはどんなふうの評価されて、自主管理を進めていこうとしているのか1点お伺いしたいのと。

それから混獲が問題となるようなことはないのかと。例えば、ましらすが入ってきたり、こうなごは時期をずらすという風にやっているということですけども、ましらすみたいのが入ってきたりしないのかということ。

3点目は、ちょっと直前に宮城のホームページで漁獲の統計を見たんですけども、しらすっていう項目がなくて、なかなか一般の人にはどのぐらいとれているのかが見えないと思うんですけども、どんなふうにして中では見ていけばいいのか、その3点をお伺いしたいと思います。

○關会長

はい、平井委員から3つの質問がございましたが、どなたかお答えできますか。阿部さんでいいんですか。はい、お願いします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

水産業振興課の阿部です。今委員の方から御質問いただきました、自主規制につきましては、先週ちょうど仙南4地区の打ち合わせが行われまして、その中では、まず許可隻数にも関係してくるんですけども、隻数の上限を11隻以内にするという形で定められておりました。続いて漁獲量につきましても、漁獲量の上限を定めていると、先ほど申し上げましたが、1日当たりのかたくちいわし(しらす)の漁獲量、こちらは、100かご以内にするという形で設定しております。具体的な自主ルールについては以上となります。

また、ましらすというのは、おそらくこちらはまいわしのしらすのことかと思われませんが、こちらにつきましても、昨年はあまりそういったものが、話にはならなかったんですけども、2年前は水技センターの方で調査を行っておりまして、数割程度、ましらすが入る状況だということは、調査結果からもわかってございます。ただ、一見その区別というのはなかなかつきにくいかと思いますが、一応、混獲も若干あるとは伺っております。

あと、3点目のホームページでの資源につきましては、ちょっとまだこちら掲載まで至っておりませんので、今後、情報発信のあり方について、検討してまいりたいと思います。

以上となります。

○關会長

はい，平井委員いかがですか。よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

ほかに御質問ございませんでしょうか。他の会場の方はよろしいですか。
鈴木会長代理をお願いします。

○鈴木会長代理

県の資料の4ページなんですけれども，資源量が減少傾向にあるということで，沿岸域における産卵場及び成育場の重要度が高まることが予想されるため，今後もしらすの動向を注視するとのことだったんですけれども，資源量が減少傾向になった場合は県としてどのような対応を考えているのでしょうか。

○關会長

県の方，理解しましたか，今の質問。私よく聞き取れない部分があったんですが，大丈夫ですか。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

今，質問いただいた関係だったんですけれども，資源量がさらに減少した際に，県としてはどのような対応をしていくのかということによろしかったでしょうか。

○關会長

鈴木さんそれでよろしいですか。

○鈴木会長代理

そうです，はい。

○關会長

よろしいそうです。はい，阿部さん。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

今委員の方から質問のあった件については，なかなか難しいところがあると思いますが，国の方の資源評価におきましても，資源水準低位となっておりますので，今後も引き続き，今，操業予定されている皆さんの漁獲実績ですとか，そういったものを逐一把握しながら，資源に与える影響というものにつきましても，ある程度考慮して，1年許可となっております。

ますので、来年度以降の操業についても、逐次、漁業者の皆様と打ち合わせをしながら、資源管理もしっかりしながら操業を行っていただきたいというふうに考えております。

○關会長

鈴木会長代理さん、よろしいですか。

○鈴木会長代理

はい。

○關会長

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

なければ、かたくちいわし(しらす)1そうびき機船船びき網漁業の制限措置(案)等については、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

賛成の委員の皆様は、挙手をお願いします。

○各委員

異議なし。

○關会長

過半数の挙手を確認させていただきました。

ありがとうございます。よって、異議なしと認め、令和4年5月16日付、水振第141号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することといたします。

————— 審議事項終了 —————

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて」を上程いたします。県から説明をお願いします。はい、阿部さん。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

引き続き、資料2を用いまして説明させていただきます。1枚おめくり願います。1ページとしまして、知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて、御協議いただきたいと考えております。まず、概要につきましてですが、漁業法の改正により知事許可漁業の許可を受けたものが、制限措置と異なる内容により、漁業を営む場合には都道府県知事の許可を受ける必要があるとされております。そのため、どのような変更の許可を認めるかについての基準を定めるものです。具体的な内容について3ページに記載しております

ので御覧願います。

変更の許可についてという資料になっておりますが、こちらは国が作成したものとなっております。1つ目の矢印については先ほど説明したとおりなのですが、2つ目の矢印に記載のあるとおり、どこまでの範囲であれば変更の許可を認めるかについては、行政手続法に基づく基準を定め、公表する必要があるとされております。理由といたしましては、3つ目にありますとおり、基準がなければ、知事が意図しない範囲まで制限措置を変更できる可能性があり、予期せぬ紛争を惹起する恐れがあるためです。具体例のポンチ絵が下の方にございますので御覧ください。具体例の図ですが、左側の図にありますように県海域の中に当初公示された操業区域がございますが、こちらが許可の変更という形で変更が認められれば、矢印の右側の図のように知事の裁量が及ぶ範囲で操業区域の拡大が可能になっております。しかしながら、御承知のとおり操業区域の拡大ですとかそういった変更は、紛争を引き起こしてしまう恐れがあることから、当然、安易に許可することができないため、変更を認める基準を定めるものとなっております。なお、大臣許可における運用におきましては、操業区域の変更については操業区域を変更することは許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り、許可するものとするといった方針が定められております。

1ページ目の方にお戻りください。今回御協議いただきます、本県の案を2の制限措置の変更の許可に関する方針案として記載しております。まず、変更の許可を認める漁業といたしましては、イの対象漁業にありますとおり、潜水器漁業、あわび漁業及びうに漁業の3つに限定したいと考えております。理由といたしましては、こちらの3つの漁業はいずれも共同漁業権の区域内において、免許を受けた漁協の同意によって、操業区域や漁業時期を設定しております。漁業を営む者の資格も漁協の書面同意を得たものというものを対象にしておりますので、許可の有効期間中に漁業権行使規則の範囲内において漁協から同意を得た上で変更するという点については、支障がないと判断されるためです。また、変更の許可を認める制限措置についてですが、ロにありますとおり、まず、潜水器漁業としましては漁業種類、こちらは水産動植物の種類に限るとしてございまして、また、操業区域や漁業時期につきましても変更を許可するものとしております。

続いて、あわび漁業、うに漁業につきましては、こちらは操業区域及び漁業時期に限り許可するものとしております。ちょっとわかりづらいので下の方に具体例をお示ししてございます。まず、事例1といたしまして、漁業種類の変更としまして、こちら先月、審議いただきました潜水器漁業を参考までに載せておりますが、当初漁業種類としてあわび・うにと許可されていたものがございまして、これになまこを追加すると、こういった変更を認めるというものになっております。

また、事例2としまして、操業区域の変更という形で当初、第一種共同漁業権第〇〇号、ただし、水深15メートル以浅の区域を除くとなっていたものをただし書きの部分になりますが、水深10メートル以浅の区域を除くという形で、操業区域の変更を認めるというものになっております。

前回、制限措置をお謀りした潜水器漁業ですが、2年前までは漁協の同意を得た区域ですとか、結構広くとらえられるような解釈で制限措置を定めていたんですけども、水産

庁の方から具体的な漁業権の番号ですとか、漁業種類を明記するよう指示がありましたので、前回の潜水器漁業については詳細にこういった部分を細かく設定しておりましたので、先ほど申し上げましたような変更であれば、軽微な変更で漁業秩序上もそこまで問題にはならないということで変更を認めたいと考えております。

また、先ほど申し上げた3種類の漁業以外のものにつきましては、(2)にありますとおり、原則として認めないものとする。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り認めることとするをしたいと思いますと考えております。

続いて、2ページを御覧ください。変更の許可に関する取扱いの策定としまして、今回の変更の許可につきましては、四角に囲まれておりますような取扱方針を策定し、公表することで運用したいと考えております。また、長期的には現在設定しております、各知事許可漁業の許可処分取扱方針の中にもこういった項目を定めて運用していくということも検討しております。説明については以上になります。

○關会長

はい、ありがとうございました。

県からの説明が終わりましたので質疑に入ります。同じように、発言される場合は挙手の上、議長の指名を得て番号を述べて、意見を述べてください。どなたか御意見ございませんか。結構難しい内容ですが大丈夫ですか。会長代理の鈴木委員、よろしいでしょうか。

○各委員

異議無し。

○關会長

はい。質問等ございませんので、なければ、協議事項「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に、報告事項(1)「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。千葉さんですか。はい、お願いします。

○事務局 千葉主査

私の方から報告事項として、「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を御報告させていただきます。

1ページおめくりいただきまして、本日、5月19日及び明日の20日に開催予定でありました通常総会及び現地視察について事務局の方から、裏面の2ページについているん

ですけれども、書面開催に切り替えることといたしましたという旨の通知がありましたので、通常総会については、当県での開催はなくなり、現地視察も中止となりました。

書面開催になったんですけれども、事務局の方から総会資料等が送付される予定でありますので、最後の今後というところに記載しているんですけれども、議案について会長の方に表決いただきまして、事務局の方に御報告させていただきたいと思っております。資料の中身ですね、内容については次回の6月海区漁業調整委員会の際に、改めて報告させていただきたいと思っております。次年度は東京都の方で開催される予定となっておりますので、併せて御報告とさせていただきます。私からは以上です。

○關会長

事務局からの説明は終わりましたので、質疑に入ります。どなたか御意見、御質問ありませんでしょうか。

なければ私から1つ、この会長に表決の後、回答するとあるんですが、次回の海区漁業調整委員会の前にそういう表決してよろしいんですか。はい、どうぞ千葉さん。

○事務局 千葉主査

はい。資料の方が、昨日、事務局の方に確認しましたところ、本日か明日に郵送でお送りするという旨をいただきまして、その中におそらく、いつまでに回答くださいという期限が多分設けられていると思いますので、次回の海区委員会に期限が間に合えばこちらの方で報告もあわせてさせていただきたいなとは思っております。

○關会長

はい、わかりました。ほかにございませんでしょうか。

はい。それでは、質問がないようですので、報告事項(1)「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」はこれまでとします。

○關会長

次に報告事項(2)「令和5年度漁業権一斉切替に向けて」を上程いたします。

県から御説明をお願いします。はい、庄子さんをお願いします。

○水産業振興課 庄子技師

私からは漁業権の切替に向けて、国の資料を用いまして要点を説明させていただきます。

まず、資料4の1ページ目を御覧ください。上のスライドですけれども、漁業権の切替についてというタイトルで、こちらは漁業調整委員会事務局研修という研修会時に配布されました、水産庁資源管理部管理調整課の作成資料になります。御覧のとおりスライド形式で説明されたものとなっております。資料2ページ、上のスライドを御覧ください。上の赤字に従前の「漁場計画の樹立について」と「漁業権の免許に関する事務処理について」という一本の通知に統合という部分ですけれども、現在、国からは、こちらは海区漁場計画の作成等についてという形で通知がございまして、これは何かという国からの技術

的助言になってございます。他にも漁業権の切替に関しては、その下に書いてあります海面利用制度等に関するガイドライン等の通知がございまして、今回御紹介する資料は、これらの内容を踏まえた免許切替に関する流れを説明した資料となっております。これら国の通知の中で、これまでの切替と大きく異なるのは、常に漁場を適切かつ有効に使用していたかという観点から確認されることです。

今回は主に従前と変更になった箇所について御説明いたしたいと思っております。資料の4ページを御覧ください。上のスライドが切替までの全体の流れとなっております。下のスライドなんですけれども、免許切替の基本となる漁場計画を作成することとなっておりますが、これまでは定置漁業権及び区画漁業権については5年おき、共同漁業権については10年おきに作成することになっていました。しかし今後は、いずれも5年おきに作成する必要があります。また、この計画のうち、養殖漁場となる区画漁業権については組合等に免許される団体漁業権か、漁業者若しくは法人等に免許される個別漁業権といったものを決める必要がございます。

資料5ページを御覧ください。上のスライドに活用漁業権の取扱いとございます。この活用漁業権と言いますのは、これまで免許を受けて営まれていた漁業は、漁場を適切かつ有効に活用していたと判断される場合、その漁業権は活用漁業権と呼ばれることとなります。この活用漁業権があった場合、新しく作成されます海区漁場計画には、現在の漁業権とおおむね等しい類似漁業権が設定されます。下のスライドにその類似漁業権の説明がございまして、類似漁業権については、個別漁業権若しくは団体漁業権かということを変更することはできません。これをわかりやすく言い換えますと、現在の免許区域で適切かつ有効に漁場が活用されていれば、同様の形態で免許し得るということとなります。この類似漁業権を設定するか否かについては、ヒアリングですとか、実質的に判断していくこととなります。

続きまして、その裏面資料6ページを御覧ください。今回の免許切替から利害関係人の意見聴取については、ここのスライドにも示されておりますとおり、インターネット等を通じて行うことが適当であるとされております。こちらに関しては、現在のところパブリックコメント等を活用して実施することを検討しております。また、その隣の資料7ページなんですけれども、その下のスライド部分、区画漁業権における1漁業権1漁業種類の原則という部分がございましてけれども、今後、これまでは区画漁業権については、1漁業権1漁業種類ということがあくまで原則というふうになっていたんですけれども、今後、新規養殖種への取り組みというものを柔軟に行うという観点から、今後この原則が削除されました。また、これまでは、養殖品目というものを明記していたんですけれども、今後、例えば魚類小割式養殖ですとか、藻類垂下式養殖といったような表現とすることも差し支えないというふうにされました。

続きまして、少し飛びまして資料の10ページを御覧ください。上のスライドですけれども、これまで説明してきました流れを踏まえて、海区漁場計画の案を作成いたしまして、海区委員会への諮問・答申を経まして、海区漁場計画が公示されることとなります。下のスライド部分ですけれども、免許申請についての説明でございますが、同一の漁業権について、複数の免許申請があり、さらに、これまで免許されてきた者からも申請があった場

合に冒頭でも御説明いたしましたが、ここでも、漁場を適切かつ有効に使用していたかどうかということ、このチェックシートというものをを用いて確認することとなります。

最後に資料の15ページを御覧いただきたいのですが、最後のスライドになりますけれども、こちらは現在海上保安庁が作成いたしました海洋状況表示システム、海しるというものでございます。こちらホームページ上で公開されておりまして、現在の漁業権区域というものをこのように地図上に表示して分かりやすく示すといったようなものでございます。インターネット上で簡単に誰でも御覧になれますので、御興味があれば御参考いただきたいと思っております。以上がこの資料の説明になります。現在令和5年度の切替の方針を作成中でありまして、次回の海区委員会では方針の御説明をいたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上です。

○關会長

はい、県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御発言に際しては、挙手の上、議長の指名を得てから番号をお願いします。

御意見ございませんでしょうか。はい、石森委員をお願いします。

○石森委員

今回の区画漁業権についての話もあると思うんですけど、前回から聞き取りづらくて、区画漁業権における件は、実際に対面でした方がいいんじゃないかなと思うんですけど、区画漁業権だと我々、漁業者には本当に大変な問題であって、いろいろ皆さんの意見を元にきちんと海区として区画漁業権のあり方をきっちり、我々、把握したいなという考えがあるので、これ皆さんどう思っているのか聞きたいと思っております。

○關会長

はい、石森委員ありがとうございました。

ただいま、皆さんへお尋ねということで、この海区の漁業権の一斉切替については、こういう場、リモートではなくて、やってはどうかという意見ですが、阿部課長、よろしくお願いします。

○水産業振興課 阿部課長

今の石森委員の御意見でございますが、来月、6月は事務局の方としましても、対面で行うということで考えておりますので、よろしくお願いします。

○關会長

石森委員よろしいですか。

○石森委員

はい。

○關会長

よろしいという意味ですね。ほかに、御意見、はい。

○尾定委員

2つあって、1つは区画漁業権の活用漁業権と類似漁業権という新しい用語が出たんですけど、類似漁業権がどういうことかがちょっとなかなか理解できてなかったんですけど、結局、今までは具体的にその区割りの中に具体的な魚種名を入れてたのが、もしかすると藻類とか魚類という大ざっぱにその範囲内であれば、一応よろしいというものは全て類似漁業権というふうな表現にするという理解でよろしいんですか。

○關会長

はい。

○水産業振興課 庄子技師

まず類似漁業権というのは、次の漁場計画を樹立した際に、今ある漁業権区画で適切かつ有効に漁業が行われてた場合に次の漁場計画において、同じ区域において、同様のおおむね等しいとされる漁業権が設定されるというような部分がまず類似漁業権という名前になってます。今お話がありました区画漁業権の中で、藻類ですとか、魚類というふうにある程度大きなカテゴリーの中で、例えば個別のわかめですとか、こんぶをやるというのは、そのようにできるようになったというのが今回の改正後の切替の変更点になってございます。

○關会長

尾定委員、今ので御理解いただきましたか。

○尾定委員

はい、ちょっと馴染むのにはちょっと時間かかるかもしれませんね。

○關会長

ほかに御意見ないですか。はい、どうぞ、高橋（平）委員。

○高橋（平）委員

今の御説明ですと、活用漁業権イコール類似漁業権というふうに考えてよろしいんでしょうか。同じものというふうにですね。

○關会長

はい。庄子さん。

○水産業振興課 庄子技師

活用漁業権というのは、今現在、漁業権を免許されてきていた方が使っている、今は現

行の漁業権を判定した言葉になってございます。

類似漁業権というのは、次の漁場計画にて設定される、次の漁業権に対しての名前という事で、比較的なんていうでしょうね、同様のものではございますが、微妙に異なるという、私からは以上です。

○關会長

高橋さんはおわかりいただきました。

○高橋（平）委員

実態は同じということで、よろしいんでしょうかね。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

そうですね、手続き上、漁業権切替となりますので、更新じゃなくて切替ですので、新たに出てきた活用漁業権とか類似漁業権という言葉になります。厳密に言えば、当然イコールではありませんし、漁場計画も当然全く変更せずに次で切替えても設定するというものもあれば、多少の変更があって設定するという場合もございます。類似漁業権と認められる範囲というのは、どこまでなのかっていう部分は、今回初めてのことで、国の方でもある程度、今現在でもこういった場合は類似と考えていいよというような多少提示されてはいるんですが、それはもう少し我々の方も勉強したいと思いますけれども、おおむね、現状のものが引き続き利用されるものイコールではないですが、おおむね、というような形で考えてよろしいかなと思います。以上です。

○關会長

はい、高橋さん、よろしいですか。

私もお願いですが、次回にはですね、類似漁業権と活用漁業権の明確な定義を御説明いただいて、理解を深めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

7ページの部分で区画漁業権に該当するもの。1漁場1行使者のとこでこの赤で書いてあるんですけども、これの考え方とすれば、例えば現役の場合でも定置の方に区画漁業権の設定なっているんですけども、これ削除するという事は、よその企業とか団体とか、その漁業権の漁場を利用させるという意味なのか、大丈夫かどうか確認したいんですけど。

○關会長

はい。庄子さんお願いします。

○水産業振興課 庄子技師

この7ページの1漁業権1行使者の削除というのは、漁場計画を作成する際に区画漁業権については団体漁業権、若しくは個別漁業権というのを設定するかどうかということな

んですけども、この説明の中身については新規の漁業を営もうとする者というものも排除せずに検討するというような、ということではあるんですけども、ただそれは一方的に新規の企業さんをウェルカムとして迎え入れるという趣旨ではなくて、今現在の漁場がきちんと使われていれば、今、漁業を行われている方に対して、免許するというような主旨になってございます。

この辺りに関してもちょっと我々の方でも内容を整理して、今後御説明させていただければと思っております。

○關会長

鈴木さん、今の御説明でよろしいでしょうか。

○鈴木委員

なんだか分かったような、分かんないような、次回の委員会で説明いただければ、内容を整理していただければよろしいと思います。

○關会長

庄子さんこの件、準備よろしくお願いします。

○水産業振興課 庄子技師

はい、わかりました。

○關会長

はい、そのほかございませんでしょうか。

はい、高橋（一）委員お願いします。

○高橋（一）委員

以前にもこういうような、県漁協から漁業法が改正になるということで説明がありましたが、一般的な意見といたしましてね。今、宮城県の農業の場合は高齢化でいないというね、農地の種貸しということでやっておりましてですね。今の話とは変わるんですが、同じ漁場面積において生産性のある漁場、ない漁場、組合員が少なくなっている。宮城県漁協の中でもですね。支所間においてもその差が激しい地域もあります。そういう費用対効果ではありませんが、空いている漁場もあります。実際使われていない、或いは使われているにしても、ごく少人数でしか使っていない、生産力がないといった場合には、今回の新漁業法では恐らくこういったところは改正されるでしょうか。たぶん、されている。そういう地域の方々があった場合には、それを有効利用させてというようなイメージに思われるのですが、どうでしょうか。

○關会長

高橋委員の御質問のお答え、どなたかできますか。

はい、芳賀さんよろしくお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

今、高橋（一）委員のお話ですが、非常にもっともといえますか、難しい話であり、繊細な御提案であったと思います。漁業法が改正された趣旨とすれば、漁業生産力の発展、漁場に関しても先ほど担当から申しましたが、漁場の適切かつ有効をしていって、初めてその活用漁業権ということになりますので、当然震災もありましたから、漁業就業者への部分で着業者数のばらつきというのは地域によって出てきていると思うんですが、その減った部分をどのように活用して、漁業生産力の発展だったり、維持していくのかといった部分が、漁業法改正の大きなテーマの一つでもあると思いますし、震災を受けた本県の漁業の方でも同じ課題だと思えます。ですから、県として、他の漁協さんの入会だったりという部分を積極的に推奨というまではなかなかいかないとは思いますが、この辺は漁協さんと相談しながら、この漁場で生産を最も上げるためにはどういった工夫ができますかねと。例えば、入漁に限らず、生産規模を拡大するだったり、いろんな方策はあると思いますので、その辺は免許を受けている漁協さん、支所さんと、今後、どのように漁場を利用していくのか御意見を伺いながら一緒に考えていきたいと思えます。答えになってないかもしれませんが、以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。高橋委員今のお答えでよろしいでしょうか。

○高橋（一）委員

はい、まだ触りの部分ですので、次回の委員会でまたお話を聞きたいと思えます。

○關会長

私なりの理解でやっぱりこれ、今後に備えて、仲間同士仲良くなって、いろいろ意見を県からのアドバイスを受けやすいような状況を作っておくことも重要ではないかと思えます。次回論議、時間をとれるよう工夫をお願いします。

他に御質問、御意見ございませんか。

なければ、報告事項（２）「令和５年度漁業権一斉切替にむけて」はこれまでとします。

○關会長

次に報告事項（３）「沿岸春漁の操業状況について」を上程いたします。

県から御説明をお願いします。石川さんですか。

○水産技術総合センター 石川研究員

今年の春漁の状況につきまして、情報提供させていただきます。本日の話題ですけれども、今年の春季の海況について、またつのなしおきあみ（いさだ）の状況について、いかなごの状況について説明させていただきます。いかなごにつきましては、今年は過去２年水揚げがなかった中で、３年ぶりの水揚げとなりました。その要因について調査を行いましたので、その結果についても御報告させていただきます。

まずは春季の海況についてでございます。こちらのグラフは親潮の春季の平均南端緯度

の推移を示しております。親潮の南端緯度なんですけれども、年々、北上していく傾向にありまして、近年はなかなか親潮が南下してこないというような状況が続いています。例えば昨年のデータを参考に見てみますと親潮は岩手県の北部海域あたりまでしか南下してきておりません。しかし、今年の春は久しぶりに親潮が宮城県海域まで南下してきました。ここまで親潮が南下してくるのは、2005年以来となります。こちらは、今年の2月、3月、4月の海況図を示しております。親潮は2月に南下始まりまして、3月には福島県の沖合まで到達をしておりました。ひとつ今年の親潮の特徴といえるのが、例年よりも1ヶ月程度早いタイミングで親潮が南下してきております。今年は勢力、その期間ともに親潮が強かったといえるかと思えます。親潮が南下することによりまして、春漁にとっては良い影響をもたらしますので、今年の春の漁場環境としては良好であったものと考えております。

続きましていさだの状況でございます。こちらは、金華山におけます水温といさだ漁場形成の関係の想定図を示しております。宮城県の海域におきましては、いさだの漁場形成について、大きく3パターンあるとされています。1つ目が親潮が弱く、南下してこなかった場合、この場合にはオレンジの線で示しております、いさだが好む適水温帯が沖合にまで広がってしまう。こうなると、いさだの群れが分散しつつ、且つ、夜にしか浮上してこないという状況になりますので、なかなか漁場が形成されないということになってしまいます。2つ目が親潮が強くと南下してきた場合でございます、水温が低い親潮に押されるような形で適水温帯が沿岸にあらわれます。こうなりますといさだの群れが集まりやすく、浮上しやすいために沿岸に良い漁場が形成されるということになります。3つ目はですね、近年はあまりない状況だと思うんですけれども、親潮が余りに強い場合は、沿岸に適水温帯がなくなりまして、いさだの群れが南下してしまっ、この宮城県にはなかなか漁場が形成されにくくなってしまうということになります。

今年の状況につきましては、2つ目の親潮が強くと南下してきたパターンに当てはまると考えております。こちらの海況図でございますけれども、今年の漁期中の海況、表層水温の分布につきまして、いさだの好む水温6度台の分布を赤線で示しております。いさだ漁が解禁となりました、3月1日から3月20日頃までは、この6度台の水温帯が宮城県の沿岸近くに分布しておりました。これが4月1日になりますとこの水温帯が沖合まで拡大しまして、4月10日頃になりますと、北上してきた温かい水に押されたような状況もございまして、6度台の水温帯も沖合の方に離れていきました。こちらの図はいさだの漁獲量と表層の適水温帯の推移状況の関係を示しております。4月の中旬に突発的なピークも一部あるんですけれども、概ね適水温帯の分布状況と、いさだの漁獲量は対応しております。適水温帯が沿岸にあった、3月1日から20日頃までは、漁獲量も高い傾向を示しましたが、その後、適水温帯が沖合に拡大するにつれて漁獲量は減少、完全に適水温帯が離れてしまうと、いさだが取れなくなって漁期終了というふうになりました。4月も、適水温帯は沿岸の100メートル層に残っていたことから、いさだは宮城県沿岸から完全にいなくなったわけではなくて、群れが底付きになってしまったというふうには考えられました。こちらはいさだの漁獲量の推移を示しております。今年に関しては正直、3月上旬、中旬のような海況がもう少し続けばというようなことでもあったんですけれども、総合的に

は親潮の接岸により沿岸に好漁場が形成されたことを受けまして、不漁であった過去2年と比べると3倍以上となります5,720トンの水揚げ、金額にして4億3000万円、岩手県さん等と決めている区画上限枠の内は38%消化したというような状況でございました。御参考までに岩手県では今年5,135トンのいさだの水揚げがございました。

続きまして、いかなごの状況について御説明したいと思います。宮城県及び全国のいかなごの状況でございます。宮城県では、令和2年、3年ともに水揚げが0であったというような状況でございますが、このようないかなごの減少傾向は全国的な問題になっております。現状、通常どおり漁業が行われているのは北海道ぐらいで兵庫県や香川県は宮城県と同様な状況、陸奥湾や福島県、福岡などでは漁業が行えないレベルまで資源が減少してしまったということになっております。特に深刻なのは伊勢湾、三河湾でして、こちらの方では水産試験場の漁期前の調査でもほぼ稚魚が採取されないという状態が続いていまして、今年を含めて7年連続禁漁中というような状況になっております。宮城県におけるいかなごの生活史でございます。いかなごは1月にふ化をしまして、動物プランクトンを食べながら成長をして、水温が高くなる夏には砂に潜って夏眠をするという特殊な生態を示します。11月から12月には成熟をしまして、12月には産卵をするというような形になっております。水産技術総合センターでは、ふ化後間もない稚魚の調査を1月から2月ごろに、少し成長したこうなごの分布調査を3月頃に、仙台湾及び牡鹿半島周辺に定点を設けて実施しております。

また、爪付きの桁網を用いまして、夏眠期の成魚の調査を仙台湾の20定点で行っております。これらの調査につきまして、直近の調査結果を御報告いたします。こちらはいかなごの夏眠期の資源量の推移を示しております。いかなごの夏眠期の資源量は変動しながら推移をしてきたんですけども、2018年2019年と急激に減少しまして、2020年には、初めて採集尾数0という結果となりました。2021年の10月にも調査を行っておりますけれども、2020年に引き続きいかなご成魚が採集されませんでした。ふ化後間もない、いかなご稚仔魚の調査ですけども、今年2月8日に仙台湾の7定点でネットを曳いて調査を試みましたが、採集されたのは合計8尾のみという結果でございました。こちらのグラフの方は調査努力量当たりの採集尾数の推移を示しております。今年の結果は0.015という結果なんですけれども、漁獲が0であった過去2年と比べるとわずかに増加はしているんですけども、水準としては極めて低いものでございました。

3月に行いましたこうなごの分布調査でございます。牡鹿半島の周辺では、7調査点で4尾、仙台湾では若干多く取れたんですけども、7調査点で100尾という結果でございました。こちらの方も調査定点当たりの尾数を見ますと、過去2年よりはわずかに増加した程度でございまして、極めて低い水準のままという結果でございました。こちらはいかなごの漁獲量の推移を表したグラフでございます。今年3年ぶりの水揚げとなったんですけども、漁獲量はわずか35.2トンでありまして、調査結果からもわかりますとおり、資源状態は引き続き非常に低いというふうに考えられます。また、資源保護のための部会として5月7日に早めの終漁を判断されましたけれども、資源のためには非常によかったのではないかと考えております。参考まで岩手福島の状況ですけども、岩手県では今年13.5トンの水揚げ、福島県では漁業者が自主的に休漁措置をとっていたことを御

報告いたします。

続きまして、なぜ今漁期はいかなごが漁獲されたのかということについて御説明をしたいと思います。いかなごの減少要因なんですけれども、いろいろな説が言われておりまして、例えば西日本の方ですと、栄養塩が少なく動物プランクトンが減っているのではないかと、高水温も影響しているのではないかと。また捕食者が非常に多いのではないかと。いろいろな説がございます。今年に関しましては、近年接岸しなかった親潮が接岸してきたということもございましたので、栄養塩プランクトンが豊富な親潮が接岸することによって、いかなごの稚仔魚の餌環境が良好であったのではないかとという観点から調査を行いました。まず今年の水質環境を過去のデータと比較するとともに、いかなごの胃内容物を解析して、環境中の餌生物についても検討いたしました。こちらの図は、仙台湾の春季のクロロフィルaと水温の推移を示しております。水質環境につきまして、水温、溶存酸素、栄養塩などいろいろな項目を検討したところ、今年の春の水質環境の特徴としては、親潮の影響を受けてクロロフィルa濃度が高い、水温が低いということがわかりました。クロロフィルaは植物プランクトンの指標でございまして、動物プランクトンの餌となる植物プランクトンが豊富であったと考えられます。すなわち、いかなごの餌となる動物プランクトンが例年よりも多かったのではないかと示唆されました。今年の4月に漁業者の方、また石巻魚市場さんの御協力を得まして、いかなごのサンプリングを行い、胃内容物の解析を行いました。体長45ミリから63ミリのいかなごの胃内容物を確認したところ、ほぼすべてがカイアシ類で満たされておりまして、いかなご1個体が最大で約250個体のカイアシ類を捕食しておりました。カイアシ類のほかに植物プランクトンなども一部出現したんですけれども、割合としてはごく一部でございました。こちらのグラフなんですけれども、いかなごの体長と餌生物の大きさの関係を表しています。いかなごは0.7ミリから2.8ミリ、平均して約1.2ミリのカイアシ類を捕食しておりました。

続いて環境中のカイアシ類の密度について見てみたいと思います。仙台湾の5定点でノルパックネットで採取したサンプル中のカイアシ類につきまして、いかなごが捕食していたサイズのカイアシ類を検出いたしました。漁獲が0であった過去2年と比べますと、今年のカイアシ類の密度が高いことが明らかとなりました。すなわち親潮の影響を受けまして、いかなご稚仔魚の餌環境が良かったために、稚仔魚の生存率が例年よりも高くなり、3年ぶりの水揚げに繋がったのではないかと考えられました。

最後簡単にまとめたいと思います。今年の春季の海況ですけれども、数年ぶりに親潮は強勢となりまして、宮城県沿岸まで南下をしてきました。いさだにつきましては親潮の影響を受けるような形で、沿岸に漁場が形成されまして、最終的に5,720トンの水揚げとなりました。いかなごについては、3年ぶりに水揚げがありまして、親潮の影響で餌環境が良好であったためではないかと考えられました。しかし漁獲量はわずか35トンでありまして、稚仔魚の調査、夏眠の調査の結果からも引き続き低水準であり、今後も資源が少ない状況は継続するのではないかと考えられました。説明の方は以上になります。

○關会長

質疑に入ります。どなたか御質問等ございませんでしょうか。

他の会場の方も御質問ないですか。木村さん。

○木村委員

いかなごの資源量が2年連続0だったと思うのですが、親であるめろうどがもう3、4年近く見ていない。この辺は親の調査とかというのは、どうなっているんですかね。それ一つお聞きしたいしたいと思います。

○關会長

木村委員の御質問に、石川さんお答えできますか。

○水産技術総合センター 石川研究員

御質問ありがとうございます。我々としてはですね、親の調査というのは、あくまで夏眠期の爪付きの桁網の調査で行っております。直近の調査結果でもですね、御説明しましたとおり、採集尾数は0という状況でございました。親がいないのになぜ採れるんだっていうことは、実は質問を受けることありましてですね。例えば、稚魚が他の海域から流れてきたんじゃないとか、そういったことも言われるんですけども、今年のような海況ですと、例えばその南の海域から稚魚が流れてくることはおそくない。親潮に乗って例えば北から稚魚が流れてくることはあるかもしれないんですが、調査結果からは、あくまで牡鹿半島の周辺では、稚魚はあまり取れなくて、仙台湾で稚魚が取れているということがございますので、流れてきているわけではなくて、あくまで仙台湾内に親魚がわずかに残っていて、それが産卵をして今回の漁獲に繋がったのではないかというふうに考えております。御質問の回答になっているかちょっと分からないんですけども。

○關会長

木村委員、今のお答え理解できましたでしょうか。

皆さん苦勞してるんですけども、現在、資源量が本当に少ない状態が続いており、親潮の南下がプランクトンを増やしてくれないと、漁獲に繋がってないという御説明に理解したんですが、今後、好漁になることを祈りたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。はい、平井委員。

○平井委員

答えが難しい質問なんですけど、非常に親潮の南下状況と、それからいさだとか、いかなごの漁が良いというようにすぐ期待されるんですけども、今後ということで、このままでは親潮第一分枝が沿岸沿いにこう下がってくるようにできたら、やっぱ秋のさんまのこととかもね、期待できるような海況と思うんですけども、3ページのグラフを見てると春の時期だけのプロットでしょうけども、ある程度南下してると、2、3年持続するというふうに見ていいのか、近年の状況として、この親潮の南下の状況が2、3年後こういう状況が続くのかどうかとかね、答えは難しいと思いますけども、もしそういう情報があれば何か教えていただきたいなと思います。

○關会長

石川さんいかがでしょうか。

○水産技術総合センター 石川研究員

今御質問いただいたこと本当に難しいことだと思うんですけども、例えば翌年また次の年、親潮が来るかどうかというのは、なかなか予測することが難しいと考えております。しかしながら、長期的に気候変動、海水温の上昇というシナリオの中で、親潮とあとは黒潮の位置がどうなるかという研究事例もありまして、やはり親潮は海水温の上昇とともにだんだんと南下をしなくなってくるというふうに予測されているという報告事例はございます。

○平井委員

よく親潮が南下しない原因としてその道東に大きな暖水が居座っていると。この図を見せていただく限り、大きな暖水が居座ったようにも見えないので、それは期待できるのかなというふうに思っ、御質問させていただきました。難しいのはわかっています。

○關会長

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。他の会場もございませんね。

石川さん、大変御苦労様でした。

報告事項(3)「沿岸春漁の操業状況について」はこれまでといたします。どうもありがとうございました。

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

----- 報告事項終了 -----

○事務局 高橋総括次長

それでは事務局から次回の海区漁業調整委員会の開催日時について連絡の方させていただきます。今回は6月10日(金)、午後2時30分から場所は県庁9階の第1会議室において、先ほど阿部課長の方からですね、発言ありましたとおり、今回は対面での開催を予定しております。

また、委員会終了後に親睦会の開催も予定させていただいております。詳しくは、今回の通知発送の際にあわせて御案内させていただければと思っておりますので、御予定の方確保、お願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 高橋総括次長

關会長、委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

かたくちいわし（しらす）1 そうびき機船船びき網漁業の制限措置（案）等について

協議事項

知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて

報告事項

- (1) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
- (2) 令和5年度漁業権一斉切替にむけて
- (3) 沿岸春漁の操業状況について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

關 稔夫

署名委員

菊田 守

署名委員

尾定 誠

書 記

瀧上 瑠子

